

年 月 日

神埼市長

様

申請者 住 所 神埼市

氏 名

配偶者 氏 名

（氏名は自署してください。）

誓 約 書

私及び配偶者は、神埼市祝結婚新生活支援事業補助金の交付申請にあたり、神埼市祝結婚新生活支援事業補助金交付要綱を遵守するとともに、下記事項について誓約します。

なお、同要綱第11条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、同条第3項の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還します。

記

- 1 補助金の交付決定を受けた日から引き続き1年以上神埼市内に居住すること。
- 2 過去に地域少子化対策重点推進交付金の制度に基づく補助金を神埼市及び他の市区町村から受けていないこと。
- 3 補助対象経費について、生活保護法の規定による住宅扶助その他公的制度による支援金等を受けていないこと。
- 4 夫婦及び住所を同じくする者全員が、神埼市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

【参考】

（補助金の返還等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、返還を命じることができるものとする。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- （1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）この要綱等に違反していることが認められたとき。
- （3）交付決定者が補助金の交付決定日から起算して1年未満で市外に転出したとき。